

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 九州財務局長

【提出日】 平成25年4月2日

【会社名】 株式会社ビューティ花壇

【英訳名】 Beauty Kadan Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 三島 美佐夫

【本店の所在の場所】 熊本県熊本市南区流通団地1丁目46番地

【電話番号】 096-370-0004

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 須浪 薫

【最寄りの連絡場所】 東京都墨田区両国4-31-16

【電話番号】 03-5625-4344

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 須浪 薫

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【提出理由】

当社は、平成25年3月8日開催の当社取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、株式会社花時（以下「花時」という。）を株式交換完全子会とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行うことを決議し、同日付で株式交換契約を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものです。

2 【報告内容】

(1) 当該株式交換の相手会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社花時
本店の所在地	沖縄県中頭郡北中城村字安谷屋2252番地の1
代表者の氏名	代表取締役社長 謝花 斉
資本金の額	3百万円（平成24年3月31日）
純資産の額	23百万円（平成24年3月31日）
総資産の額	99百万円（平成24年3月31日）
事業の内容	生花祭壇事業・生花卸売事業・生花小売業

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

事業年度	22年3月期	23年3月期	24年3月期
売上高 （百万円）	275	284	288
営業利益 （百万円）	3	4	7
経常利益又は経常損失（ ） （百万円）	0	6	6
当期純利益又は当期純損失（ ） （百万円）	0	4	4

大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

氏名又は名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合（％）
謝花 斉	100.0

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	両社の間には、記載すべき資本関係はありません。また、両社の関係者及び関係会社間にも、特筆すべき資本関係はありません。
人的関係	両社の間には、記載すべき人的関係はありません。また、両社の関係者及び関係会社間にも、特筆すべき人的関係はありません。
取引関係	両社の間には、記載すべき取引関係はありません。また、両社の関係者及び関係会社間にも、特筆すべき取引関係はありません。

(2) 本株式交換の目的

当社および当社グループは、葬儀関連会社に対し、葬儀における主要商品である生花祭壇や供花等を提供する「生花祭壇事業」と、生花祭壇部門の仕入れおよび葬儀関連会社や小売店への販売を主体とする「生花卸売事業」ならびにウェディング事業者に会場装花やブーケ等を提供する「ブライダル装花事業」を主な事業としております。近年、花卉業界を取り巻く環境は激変しており、今後は競争の激化が予想されます。

その競争の中で生き残るためには、どんなマーケット環境にでも耐えられるコスト構造の確立を図りながら、なおかつ高い技術力と接客能力で顧客満足度を向上させることが必要となります。そのため、中期経営計画のもと、当社および当社グループとシナジーが見込める分野での積極的な資本業務提携を進めてまいりました。

今回、当社の今後の成長を加速するため、当社の技術力や仕入れと、花時の沖縄における実績や技術力を結びつけることで、「生花祭壇事業」および「生花卸売事業」、「ブライダル装花事業」をより一層強化し、九州・沖縄地区を含めた西日本地域での成長を加速することができると判断いたしました。両社で事業シナジーを創出することで、グループ全体としての企業価値を高め、株主の皆様のご期待に応えてまいりたいと考えております。

(3) 本株式交換の方法、本株式交換に係る割当ての内容、その他の本株式交換契約の内容

本株式交換の方法

当社を株式交換完全親会社、花時を株式交換完全子会社とする株式交換になります。本株式交換は、当社については、会社法第769条第3項の規定に基づく簡易株式交換の手続により株主総会の承認を受けずに行います。花時については、平成25年3月29日開催予定の臨時株主総会において本株式交換の承認を受けた上で行います。

本株式交換に係る割当ての内容

花時の普通株式1株に対して、当社の普通株式31株を割当交付します。

その他の本株式交換契約の内容

当社と花時が平成25年3月8日に締結した本株式交換契約の内容は、次のとおりであります。

株式交換契約書

株式会社ビューティ花壇（住所：熊本県熊本市南区流通団地1-46、以下「甲」という。）と株式会社花時（住所：沖縄県中頭郡北中城村字安谷屋2252-1、以下「乙」という。）は、甲を完全親会社、乙を完全子会社とする株式交換に関し、次のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換）

甲及び乙は、甲を完全親会社とし、乙を完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行う。

第2条（株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

甲は、その保有する自己の普通株式1,147株を、効力発生日（第4条において定義する。）の前日の最終の乙の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有する乙の普通株式1株につき甲の普通株式31株の割合をもって割当交付する。

第3条（増加すべき資本金及び準備金の額）

本株式交換により、甲の資本金及び準備金の額は変動しないものとする。

第4条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、平成25年4月1日とする。但し、本株式交換に係る手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙が協議し合意の上これを変更することができる。

第5条（株式交換承認総会）

- 1 甲は、会社法第796条第3項本文の規定により、本契約について会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を受けずに本株式交換を行う。
- 2 乙は、平成25年3月31日までに株主総会を開催し、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議を求めるものとする。但し、本株式交換の手続進行の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙が協議し合意の上、これを変更することができる。

第6条（剰余金の配当）

甲及び乙は、本契約締結日以降、効力発生日より前の日を基準日とする剰余金の配当を行ってはならない。

第7条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務を執行し、財産の管理、運営を行うものとし、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲及び乙が協議し合意の上、これを行うものとする。

第8条（本契約の効力）

本契約は、次の各号に定める場合には、その効力を失う。

第5条第2項に定める乙の株主総会の承認が得られない場合

会社法第796条第4項に該当し、本株式交換について甲が第5条第1項に定める手続による株式交換を行うことができない場合

第9条（協議事項）

本契約に定めのない事項については、甲及び乙が協議の上、これを解決することとする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、各当事者がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年3月8日

甲 熊本県熊本市南区流通団地1-46

株式会社 ビューティ花壇

代表取締役 三島美佐夫

乙 沖縄県中頭郡北中城村字安谷屋2252-1

株式会社 花時

代表取締役 謝花 斉

(4) 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

算定の基礎及び経緯

本株式交換の株式交換比率の公正性を確保するため、両社は税理士法人ストリーム（以下「ストリーム」という。）を、株式交換比率の算定に関する第三者機関として選定いたしました。

ストリームは、当社の株式価値については当社が上場会社であることを勘案し市場株価法により、花時の株式価値については、花時株式が未上場であることを勘案した上で、比較可能な類似上場会社が複数存在し、類似上場会社との比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、加えてDCF（ディスカунテッド・キャッシュ・フロー）法の二通りを採用し、株式価値の算定を行っております。

当社の株式価値については平成25年2月28日を算定基準日とし、基準日の東京証券取引所マザーズにおける当社株式の終値、ならびに算定基準日までの直近1ヵ月および3ヵ月の各取引日における終値平均値を算定の基礎としております。

両社は、この株式価値算定結果を参考にして協議を積み重ねた結果、本件株式交換における株式交換比率について、上記(3)に記載の株式交換比率が妥当であるとの判断に至り、合意いたしました。

算定機関との関係

税理士法人ストリームは、当社及び花時の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

(5) 本株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社ビューティ花壇
本店の所在地	熊本県熊本市南区流通団地一丁目46番地
代表者の氏名	代表取締役社長 三島 美佐夫
資本金の額	213百万円
純資産の額	現時点では確定しておりません。
総資産の額	現時点では確定しておりません。
事業の内容	生花祭壇事業・生花卸売事業

以上